

非常勤職員（事務補助職員（障害者））の募集について

九州管区行政評価局では、障害を有する方を対象とした非常勤職員（事務補助職員）の募集を行います。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職務内容	1 パソコンを用いた文書作成、データ入力等（ワード、エクセル等） 2 業務書類のチェック、コピー、配布、封筒への封入等 3 郵便物、書類の整理 4 執務室の清掃、物品運搬等 5 その他事務補助業務全般 ※ 具体的な業務内容は応相談
募集人員	1名
応募資格	以下の手帳等の交付を受けている方 1 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） 2 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 3 精神障害者保健福祉手帳 なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	8時30分から17時15分まで（土・日、休日を除く。）、休憩時間60分 ※勤務時間は応相談
勤務地	九州管区行政評価局（所在地：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館8階）
雇用期間	令和7年10月1日から8年3月31日まで 採用後、原則として1月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日（毎月末日締切、翌月支払）
賃金	○日給9,524円～11,419円（学歴・経験を考慮の上、決定）※超過勤務は原則なし ○期末・勤勉手当：有（当方規程による。）
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給（ただし、当方規程による。）
退職手当	有（一定条件下で6月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます。）
加入保険等	雇用保険（ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。） 社会保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）が一定条件下で適用されます。）
住宅	無、住居手当：有（当方規定による。）
応募方法	履歴書（写真貼付）、職務経歴書に必要事項を記載し、下記送付先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとします）により、 令和7年8月11日（月）必着 で提出願います。 ただし、応募状況によって募集を締め切らせていただく場合がありますので、郵送又は電子メールの送付前に以下の問合せ先にご連絡ください。 ※業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況や配慮事項等を履歴書やその他書類にご記入ください。 ※支援機関を利用している方は、面接時に支援者の同席が可能です。面接時に支援者の同席を予定している場合は、その旨と支援機関の名称を履歴書やその他書類にご記入ください。 応募の際は①郵送の場合は封筒②電子メールの場合は件名に「 事務補助職員応募 」と記載してください。 書類選考の上、通過者には面接日時等をご連絡いたします。書類選考を通過されなかった方にはその旨ご連絡いたします（郵送応募者の履歴書はお返しいたします）。
その他	応募の秘密については厳守いたします。 採用者にあつては国家公務員法の適用を受けます。 雇用期間後については、勤務成績が一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。 また、一定条件下で1年を超えて勤務した場合、社会保険の適用除外となり、国家公務員共済組合制度（長期給付）が適用されます。

履歴書の送付先
○ 郵送
〒812-0013
福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1
福岡合同庁舎本館8階
九州管区行政評価局 総務課庶務人事係
○ 電子メール
ksy08@soumu.go.jp

問合せ先
九州管区行政評価局 総務課庶務人事係
TEL 092-431-7081（代表）